

香川県土木設計業務等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部（住宅課を除く）が所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 契約担当者 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- 二 業務執行者 検査の対象となる委託業務に職員を調査職員として配置している課又は出先機関の長をいう。

(評定の対象)

第3条 評定は、当初の業務委託料が500万円を超える土木関係コンサルタント業務について行うものとする。

- 2 施工管理業務については、前項の規定にかかわらず評定の対象としない。
- 3 契約担当者が評定の対象としないことを認めた委託業務については、第1項の規定にかかわらず評定を省略することができる。

(評定者)

第4条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、当該委託業務契約に係る調査職員（主任調査職員及び調査職員という。）並びに業務担当総括及び、当該委託業務の完了検査を実施した検査職員が、評価項目を分担して行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定点は、別に定める「採点表の考査基準」により総合評定点を算出し、別記様式1の「委託業務成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定者である業務担当総括、主任調査職員及び調査職員は、委託業務が完了した時にそれぞれ評定を行い、完了検査受験前にその結果を検査職員に提出するものとする。

- 2 検査職員は、完了検査を実施したときに評定を担当する項目の評定を行い、業務担当総括及び調査職員の結果と合わせて全項目の評定結果を取りまとめるものとする。

(評定結果の報告)

第7条 検査職員は、契約担当者及び業務執行者に、評定結果を報告するものとする。

- 2 前項の契約担当者への報告は、事務処理要領第23条の規定による検査結果の復命にあわせて行うものとする。

(評定結果の通知等)

第8条 業務執行者は前条の規定による報告を受けたときは、その評定結果を当該委託業務の受注者に、委託業務成績評定結果通知書(別記様式-2)及び評価項目別評定点表(別記様式-3)により通知するものとする。

- 2 前項で通知した内容について、成績評定結果一覧(委託)(別記様式-5)により県ホームページにて公表するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、第7条の規定により報告を受けた評定結果を修正する必要があると認められる場合には、当該委託業務の業務執行者が設置する委託業務成績評定審査委員会に諮り、評定結果を修正することができる。

- 2 業務執行者は、前項の規定により評定結果が修正されたときは、改めてその結果を当該委託業務の受注者に、委託業務成績評定結果変更通知書(別記様式-4)及び評価項目別評定点表(別記様式-3)により通知するものとする。
- 3 前項で通知した内容について、成績評定結果一覧(委託)(別記様式-5)により県ホームページにて公表するものとする。

(説明の請求等)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、業務執行者を經由して契約担当者に評定の結果について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により受注者から説明を求められたときは、当該委託業務の業務執行者が設置する委託業務成績評定審査委員会の審議を経て、業務執行者を經由して書面により回答するものとする。
- 3 第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを県ホームページにて公表するものとする。

(委託業務成績評定審査委員会の設置)

第11条 業務執行者は、所管する委託業務の成績評定について、第9条第1項の規定による修正に関する審議及び前条第2項の内容説明に関する審議その他必要な事項を審議するために、委託業務成績評定審査委員会を設置するものとする。

- 2 出先機関の委託業務成績評定審査委員会の構成委員は、次に掲げる者を標準とする。
 - 一 所長を総括的に補佐する技術職員
 - 二 総務担当課長
 - 三 当該委託業務を所管する課長
 - 四 当該委託業務の完了検査を行った検査職員
 - 五 その他業務執行者が必要と認めた者

3 本庁該当課の委託業務成績評定審査委員会の構成委員は、次に掲げる者を標準とする。

- 一 課長を総括的に補佐する技術職員
- 二 契約事務担当課長補佐
- 三 当該委託業務を所管する課長補佐
- 四 当該委託業務の完了検査を行った検査職員
- 五 その他業務執行者が必要と認めた者

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月1日から施行し、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。

ただし、第8条、第9条、第10条については、令和6年12月1日以降に検査を行った委託業務から適用する。

委託業務成績評定表

令和 年 月 日

契約年度	令和 年度	工事番号														所 属 名							
委託業務名														業務委託料	¥								
履行期間	白)	令和 年 月 日	至)	令和 年 月 日																			
受 注 者																							
完了年月日	令和 年 月 日	管理技術者																					
完了検査年月日	令和 年 月 日	照査技術者																					
評 価 項 目	細 別	主任調査職員・調査職員							業務担当総括							検査職員							
		a1	a2	b1	b2	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e	
プロセス評価	1. 実施能力の評価	I. 実施体制及び執行計画	+5.0		+2.5		0.0	-2.5	-5.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+10.0		+5.0		0.0	-5.0	-10.0
	2. 実施状況の評価	I. 執行管理	+5.0		+2.5		0.0	-2.5	-5.0														
		II. 品質管理	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0
		III. 業務特性															+20.0	+15.0	+10.0	+7.5	0.0		
		IV. 創意工夫	+4.0	+3.0	+2.0	+1.0	0.0																
	3. 説明調整能力の評価	I. 説明調整能力	+6.0		+3.0		0.0	-3.0	-6.0														
4. 取組姿勢	I. 責任感・積極性・倫理観															+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0			
結果評価	5. 成果物の品質	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0								+20.0	+15.0	+10.0	+5.0	0.0	-10.0	-20.0	
① 評定者別評価点	点							点							点								
② 評定者別基礎点	60 点																						
③ 評定者別評定点 (①+②)	点 ④							点 ⑤							点 ⑥								
⑦ 業務評定点 (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)	点																						
⑧ 事故等による減点								点															
⑨ 瑕疵補修又は損害賠償による減点								点															
⑩ その他 ()								点															
⑪ 評定点合計 (⑦+⑧+⑨+⑩)	点																						
注) 評定点合計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。																							

別記様式ー2

令和 年 月 日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

(業務執行者)

課(所)長

委託業務成績評定結果通知書

貴社の受注した下記の委託業務について、香川県土木設計業務等成績評定要領に基づき、評定結果を通知します。

契約年度		工事番号	
委託業務名			
業務委託料			
履行期間	自		至
検査年月日			
評定点	点	項目別評定点	別添の評価項目別評定点表のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から14日（休日含む。）以内に、疑問の趣旨を付した書面により、説明を求めることができます。

この通知書及び評定結果についての質疑は、閲覧公表しますのでご承知おきください。

(手続きなどの問合せ及び説明の請求先)

住所、事務所・課名、担当：係名 電話番号：内線まで を下記に記入すること。

評 価 項 目 別 評 定 点 表

契約年度	令和 年度	工事番号	
委託業務名			
業務委託料	¥		
履 行 期 間	自 令和 年 月 日	至	令和 年 月 日
完了検査年月日	令和 年 月 日		

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)
1. 実施能力の評価	I. 実施体制及び執行計画	点 / 20.0 点
2. 実施状況の評価	I. 執行管理	点 / 5.0 点
	II. 品質管理	点 / 20.0 点
	III. 業務特性	点 / 10.0 点
	IV. 創意工夫	点 / 4.0 点
3. 説明調整能力の評価	I. 説明調整能力	点 / 6.0 点
4. 取組姿勢	I. 責任感・積極性・倫理観	点 / 5.0 点
5. 成果物の品質		点 / 30.0 点
評定点の小計		点 / 100 点
事故等による減点		点
瑕疵補修又は損害賠償による減点		点
その他 ()		点
総合評定点※		点 / 100 点

※ 総合評定点は、少数第一位を四捨五入し、整数としている。

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

(業務執行者)

課(所)長

委託業務成績評定結果変更通知書

貴社の受注した下記の委託業務について、香川県土木設計業務等成績評定要領に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

契約年度		工事番号	
委託業務名			
業務委託料			
履行期間	自		至
検査年月日			
評定点	点	項目別評定点	別添の評価項目別評定点表のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から１４日（休日含む。）以内に、疑問の趣旨を付した書面により、説明を求めることができます。

この通知書及び評定結果についての質疑は、閲覧公表しますのでご承知おきください。

(手続きなどの問合せ及び説明の請求先)

住所、事務所・課名、担当：係名 電話番号：内線まで を下記に記入すること。

参考（第7条第1項関係）

委託業務成績評定結果の報告書					
検査実施年月日	令和 年 月 日				
<p>香川県土木設計業務等成績評定要領 第7条の規定により、委託業務成績の評定結果を報告します。</p> <p>・評定委託業務：別添の委託業務成績評定表のとおり。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>検査職員 (職氏名)</p> <p>業務執行者 殿</p>					

※香川県土木設計業務等成績評定要領による委託業務成績評定表及び評価項目別評定点表の写しを添付すること。

※業務執行者が契約担当者と同一の場合は、不要とする。（第7条第2項の報告のみとする。）

